

【市民と市民のパートナーシップ】

市民と市民のパートナーシップとは、自らが生活する社会のために、自らの社会的使命を実現しようとする市民等が、まちづくりのためにお互いに協働できるような協力関係を表し、行政においては、市民と市民のパートナーシップが構築されるための支援策を行う。

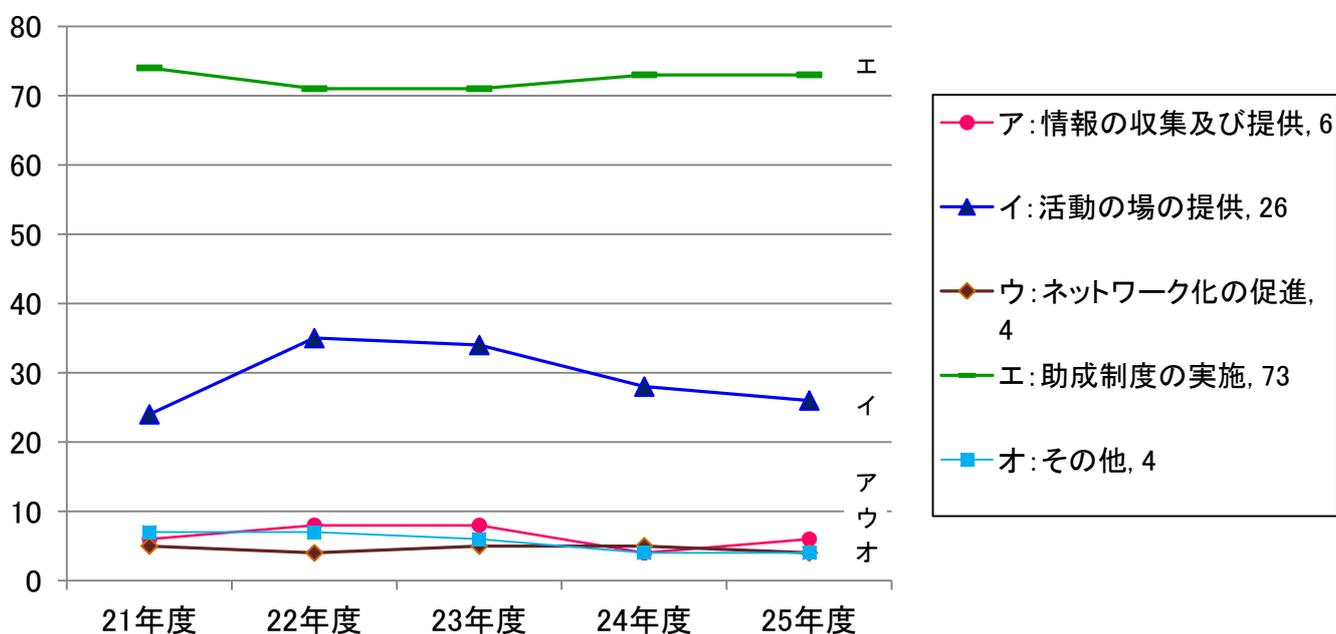
1. 市民活動を促進するための環境整備として実施された施策

協働のまちづくりを推進するためには、まちづくりのパートナーである市民及び市民活動団体に対する支援策が必要である。ここでは、市民活動に関する情報提供、市民活動団体同士のネットワーク化の促進、補助金等の助成制度をはじめとする市民活動を促進するための環境整備として実施された施策を集計した。

「市民活動を促進する情報の収集及び提供」が6施策、「市民活動の場の提供」が26施策、「市民活動のネットワーク化の促進」が4施策、「市民活動を側面的に支援する助成制度の実施」が73施策、「その他」が4施策となっている。

施策数としては、市民活動に対する助成制度が最も多いが、今後は情報の収集及び提供の充実や、市民活動の輪を広げるためのネットワーク化の促進を図る等の施策を増加させることが課題といえる。

■市民活動を促進するための環境整備として実施された施策



項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
ア:情報の収集及び提供	6	8	8	4	6
イ:活動の場の提供	24	35	34	28	26
ウ:ネットワーク化の促進	5	4	5	5	4
エ:助成制度の実施	74	71	71	73	73
オ:その他	7	7	6	4	4
計	116	125	124	114	113